

瀬戸市個人情報保護法施行条例施行規則をここに公布する。

令和4年12月27日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第37号

瀬戸市個人情報保護法施行条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び瀬戸市個人情報保護法施行条例（令和4年瀬戸市条例第28号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(個人情報ファイル簿)

第2条 法第75条第1項の個人情報ファイル簿は、第1号様式のとおりとする。

(個人情報取扱事務の届出)

第3条 条例第5条第1項の規定による届出は、個人情報取扱事務届出書（第2号様式）により行うものとする。

2 条例第5条第1項第6号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 個人情報取扱事務を所管する課等の名称
- (2) 個人情報取扱事務の法的根拠
- (3) 個人情報の収集先
- (4) 個人情報の記録形態
- (5) 目的外利用・外部提供・外部委託の有無

3 第1項の個人情報取扱事務届出書には、条例第5条第1項第1号から第5号まで及び前項の事項を記載した個人情報取扱事務登録簿（第3号

様式)を添付するものとする。

4 条例第5条第2項の規定による届出は、個人情報取扱事務(廃止・変更)届出書(第4号様式)により行うものとする。

(利用及び提供の届出)

第4条 条例第6条の規定による届出は、個人情報目的外利用(開始・変更・終了)報告書(第5号様式)又は個人情報外部提供(開始・変更・終了)報告書(第6号様式)により行うものとする。

(開示請求書)

第5条 法第77条第1項の開示請求書は、第7号様式のとおりとする。

(開示及び一部開示決定通知書)

第6条 法第82条第1項に規定する書面は、第8号様式のとおりとする。

(開示の実施方法等申出書)

第7条 法第87条第3項の規定による申出は、第9号様式により行うものとする。

(不開示決定通知書)

第8条 法第82条第2項に規定する書面は、第10号様式のとおりとする。

(開示決定等期限延長通知書)

第9条 法第83条第2項に規定する書面は、第11号様式のとおりとする。

(開示決定等期限特例延長通知書)

第10条 法第84条に規定する書面は、第12号様式のとおりとする。

(開示請求事案移送書)

第11条 法第85条第1項の規定により他の行政機関の長等に対し、事案を移送するときは、第13号様式により行うものとする。

(開示請求事案移送通知書)

第12条 法第85条第1項に規定する書面は、第14号様式のとおりとする。

(第三者意見照会書)

第13条 法第86条第1項の規定による第三者への意見照会は、第15号様式により行うものとする。

第14条 法第86条第2項に規定する書面は、第16号様式のとおりとする。

(開示決定等に関する意見書)

第15条 法第86条の規定により第三者が提出する意見書は、第17号様式のとおりとする。

(反対意見書提出者への通知書)

第16条 法第86条第3項に規定する書面は、第18号様式のとおりとする。

(電磁的記録の開示の実施の方法)

第17条 次の各号に掲げる電磁的記録についての法第87条第1項で行政機関等が定める方法は、それぞれ当該各号に定める方法とする。

(1) 録音テープ又は録音ディスク 次に掲げる方法

ア 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取

イ 当該録音テープ又は録音ディスクを電磁的記録媒体に複写したものの交付

(2) ビデオテープ又はビデオディスク 次に掲げる方法

ア 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴

イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクを電磁的記録媒体に複写したものの交付

(3) 電磁的記録（前2号に該当するものを除く。） 次に掲げる方法

ア 当該電磁的記録を日本産業規格A列3番（以下「A3判」という。）以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧

イ 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は視聴

ウ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの交付

エ 当該電磁的記録を電磁的記録媒体に複写したものの交付

（費用の負担）

第18条 条例第11条第2項の写し等の作成及び送付に要する費用負担の額は、別表のとおりとする。

2 前項の費用は、前納とする。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

（訂正請求書）

第19条 法第91条第1項の訂正請求書は、第19号様式のとおりとする。

（訂正決定通知書）

第20条 法第93条第1項に規定する書面は、第20号様式のとおりとする。

（不訂正決定通知書）

第21条 法第93条第2項に規定する書面は、第21号様式のとおりとする。

（訂正決定等期限延長通知書）

第22条 法第94条第2項に規定する書面は、第22号様式のとおりと

する。

(訂正決定等期限特例延長通知書)

第23条 法第95条に規定する書面は、第23号様式のとおりとする。

(訂正請求事案移送書)

第24条 法第96条第1項の規定により他の行政機関の長等に対し、事案を移送するときは、第24号様式により行うものとする。

(訂正請求事案移送通知書)

第25条 法第96条第1項に規定する書面は、第25号様式のとおりとする。

(訂正決定に係る提供先への通知)

第26条 法第97条に規定する書面は、第26号様式のとおりとする。

(利用停止請求書)

第27条 法第99条第1項の利用停止請求書は、第27号様式のとおりとする。

(利用停止決定通知書)

第28条 法第101条第1項に規定する書面は、第28号様式のとおりとする。

(利用不停止決定通知書)

第29条 法第101条第2項に規定する書面は、第29号様式のとおりとする。

(利用停止決定等期限延長通知書)

第30条 法第102条第2項に規定する書面は、第30号様式のとおりとする。

(利用停止決定等期限特例延長通知書)

第31条 法第103条に規定する書面は、第31号様式のとおりとする。

(諮問書)

第32条 法第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項の規定による開示決定等に係る諮問は、第32号様式により行うものとする。

第33条 法第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項の規定による訂正決定等に係る諮問は、第33号様式により行うものとする。

第34条 法第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項の規定による利用停止決定等に係る諮問は、第34号様式により行うものとする。

第35条 法第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項の規定による開示請求、訂正請求又は利用停止請求に係る不作為に係る諮問は、第35号様式により行うものとする。

(審査会に諮問した旨の通知)

第36条 法第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第2項の規定による通知は、第36号様式により行うものとする。

(運用状況の公表)

第37条 条例第13条の規定による運用状況の公表は、市広報紙により行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(瀬戸市個人情報保護条例施行規則の廃止)

2 瀬戸市個人情報保護条例施行規則（平成6年瀬戸市規則第3号）は、廃止する。

(瀬戸市個人情報保護条例施行規則の廃止に伴う経過措置)

- 3 この規則の施行の日前に前項の規定による廃止前の瀬戸市個人情報保護条例施行規則（以下「旧規則」という。）第3条の規定より届出のあった個人情報取扱事務は、この規則第3条の規定により届出のあったものとみなす。
- 4 この規則の施行の日前に旧規則の規定により行われた開示請求、訂正請求及び利用停止請求に係る手続については、なお従前の例による。

別表（第18条関係）

区分	費用負担の額	
写しの作成に要する費用	乾式複写機により写しを作成する場合	A3判以内の大きさの用紙を使用する場合 1枚につき10円
		日本産業規格A列2番（以下「A2判」という。）の大きさの用紙を使用する場合 1枚につき100円
		日本産業規格A列1番（以下「A1判」という。）の大きさの用紙を使用する場合 1枚につき150円
		日本産業規格A列0番の大きさの用紙を使用する場合 1枚につき200円
	カラー複写機により写しを作成する場合	A3判以内の大きさの用紙を使用する場合 1枚につき50円
		A2判の大きさの用紙を使用する場合 1枚につき100円
		A1判の大きさの用紙を使用する場合 1枚につき150円
その他の場合	当該写しの作成に要する額	
写しの送付に要する費用	当該送付に要する額	

備考

- 1 1枚の用紙の両面に複写した場合は、2枚として計算する。
- 2 その他の場合とは、写しの発行を業務委託するとき等の通常の乾式複写機又はカラー複写機では写しを作成できない場合をいう。

第1号様式（第2条関係）

瀬戸市個人情報ファイル簿

管 理 番 号			
個人情報ファイルの名称			
部 署			
個人情報ファイルの利用 目 的			
記 録 項 目			
記 録 範 囲			
記録情報の収集方法			
要配慮個人情報（・条例 要配慮個人情報）が含ま れるときは、その旨			
記録情報の経常的提供先			
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地			
訂正及び利用停止に関す る他の法令の規定による 特 別 の 手 続 等			
個人情報ファイルの種別			
個人情報の保護に関する 法律施行令第21条第7 項に該当するファイル			
行政機関等匿名加工情報 の提案募集をする個人情 報ファイルである旨			
行政機関等匿名加工情報 の提案を受ける組織の名 称 及 び 所 在 地			
行政機関等匿名加工情報 の 概 要			
作成された行政機関等匿 名加工情報に関する提案 を受ける組織の名称及び			

所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	
備 考	
保 有 開 始 日	
廃 止 日	
最 終 更 新 日	

第3号様式（第3条関係）

個人情報取扱事務登録簿			
管 理 番 号			
事 務 の 名 称			
部 署			
実 施 機 関			
事 務 の 目 的 及 び 法 的 根 拠			
対 象 者 の 範 囲			
個 人 情 報 の 記 録 項 目			
要 配 慮 個 人 情 報 の 有 無			
個 人 情 報 収 集 先			
記 録 形 態			
目 的 外 利 用、外 部 提 供、外 部 委 託 の 有 無			

第4号様式（第3条関係）

個人情報取扱事務（廃止・変更）届出書

年 月 日

（宛先）瀬戸市長

（実施機関）

次のとおり個人情報取扱事務を（廃止・変更）したいので届け出ます。

届 出 区 分	1 廃止 2 変更	担 当 課	
事 務 の 名 称 （ 管 理 番 号 ）			
廃 止 ・ 変 更 年 月 日	年 月 日		
廃止・変更の理由			
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後	
備 考			

変更の場合は、変更後の個人情報取扱事務登録簿を添付すること。

第5号様式（第4条関係）

個人情報目的外利用（開始・変更・終了）報告書

年 月 日

(宛先) 瀬戸市長

(実施機関)

次のとおり個人情報を取り扱う事務を届け出ます。

事務の名称	
担当課	
利用の（開始・変更・終了）年月日	年 月 日
利用課名	
利用課の事務の名称	
目的外利用 取扱根拠	1 個人情報の保護に関する法律第69条 (1) 第1項 法令等に定めがある（根拠法令 ） (2) 第2項 ア 第1号本人同意 イ 第2号法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該個人情報を利用することについて相当の理由があると認められる場合
	2 利用課の本人以外収集根拠 本人同意 本人同意以外（ ）
目的外利用の理由	
目的外利用した個人情報の記録項目	
利用課での記録形態	1 文書 2 電磁的記録 3 その他（ ）
利用課との電子結合	1 有 2 無
備考	

第7号様式（第5条関係）

保有個人情報開示請求書

年 月 日

(宛先)

(ふりがな)
氏名 _____
住所又は居所
〒 _____ TEL () _____

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第7条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。

記

1 開示を請求する保有個人情報（具体的に特定してください。）

2 求める開示の実施方法等（本欄の記載は任意です。）

ア又はイに○印を付してください。アを選択した場合は、実施の方法及び希望日を記載してください。

ア 事務所における開示の実施を希望する。

<実施の方法> 閲覧 写しの交付

<実施の希望日> _____ 年 月 日

イ 写しの送付を希望する。

3 本人確認等

ア 開示請求者 本人 法定代理人 任意代理人

イ 請求者本人確認書類

運転免許証 健康保険被保険者証

個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）

在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書

その他（ _____ ）

※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。

ウ 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合のみ記載してください。）

(ア) 本人の状況 未成年者（ _____ 年 月 日生） 成年被後見人

任意代理人委任者

(ふりがな)

(イ) 本人の氏名 _____

(ウ) 本人の住所又は居所 _____

エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。

請求資格確認書類 戸籍謄本 登記事項証明書 その他（ _____ ）

オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。

請求資格確認書類 委任状 その他（ _____ ）

第8号様式（第6条関係）

保有個人情報開示決定通知書

第 号
年 月 日

(開示請求者) 様

(実施機関) 印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第1項の規定により、下記のとおり、開示することに決定したので通知します。

記

1 開示する保有個人情報（全部開示 ・ 部分開示）

2 不開示とした部分とその理由

(行政不服審査法に基づく教示)

(行政事件訴訟法に基づく教示)

3 開示する保有個人情報の利用目的

4 開示の実施の方法等（同封の説明事項をお読みください。）

(1) 開示の実施の方法等

(2) 事務所における開示を実施することができる日時及び場所

期間： 月 日から 月 日まで（土・日曜、祝祭日を除く。）

時間：

場所：

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用（見込額）

1 当日は、この通知書及び運転免許証その他請求者本人であることを証する書類を持参の上、上記の開示場所までお越しください。

2 当日ご都合が悪い場合には、あらかじめ担当課までご連絡ください。

(説明)

開示の実施の方法等については、「保有個人情報開示決定通知書（以下「通知書」といいます。）」を受け取った日から30日以内に、同封した「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」により開示の実施の申出を行ってください。なお、通知書を受けて、「保有個人情報開示請求書（以下「請求書」といいます。）」で希望した開示の実施方法及び開示希望日（事務所における開示の実施を希望する場合のみ該当します。以下同じです。）に変更の希望がない場合は、申出を行う必要はありません（※通知書の4(2)「事務所における開示を実施することができる日時」において、請求書で希望した開示希望日が提示されなかった場合は、必ず申出を行ってください。）。この場合は、必ず通知書の「本件連絡先」に記載した担当まで変更がない旨をご連絡ください。

1 「開示の実施の方法等」

開示の実施の方法は、通知書の4(1)「開示の実施の方法等」に記載されている方法から自由に選択できます。

事務所における開示の実施を選択される場合は、通知書の4(2)「事務所における開示を実施することができる日時及び場所」に記載されている日時から、希望の日時を選択してください。記載された日時に都合がよいものがない場合は、通知書の「本件連絡先」に記載した担当まで連絡してください。なお、開示の実施の準備を行う必要がありますので、「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」は開示を受ける希望日の3営業日前には当方に届くように提出願います。

また、写しの送付を希望される場合は、「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」によりその旨を申し出てください。なお、この場合は、別途、送付に要する費用負担が必要となります。

2 決定に対する審査請求等

決定に不服がある場合には、行政不服審査法又は行政事件訴訟法により、審査請求又は取消訴訟を提起することができます。これについて詳しくは、通知書の「2 不開示とした部分とその理由」の「※」をお読みください。

3 開示の実施について

(1) 事務所における開示の実施を選択され、その旨「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」により申し出られた場合は、開示を受ける当日、事務所に来られる際に、通知書をお持ちください。

(2) 写しの送付を希望され、その旨「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」により申し出られた場合は、納付書を送付いたしますので、お手元に届きました納付書にてお支払いをお願いします。納付の確認ができ次第、文書を送付いたします。

4 本件連絡先

開示の実施方法等、審査請求の方法等についてご不明な点がございましたら、通知書の「本件連絡先」に記載した担当までお問合せください。

第9号様式（第7条関係）

保有個人情報の開示の実施方法等申出書

年 月 日

(宛先)

(ふりがな)

氏名 _____

住所又は居所

〒 _____ TEL () _____

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第87条第3項の規定により、下記のとおり申出をします。

記

1 保有個人情報開示決定通知書の番号等

文書番号：

日 付：

2 求める開示の実施方法

開示請求に係る保有個人情報の名称等	実施の方法	
	(1) 閲覧	① 全部 ② 一部 ()
	(2) 複写したものの交付	① 全部 ② 一部 ()

3 開示の実施を希望する日

年 月 日 午前・午後

4 「写しの送付」の希望の有無 有・無

※ 「保有個人情報開示請求書」にて申し出た開示の実施方法等に変更が無い場合は、申し出る必要はありません。

第10号様式（第8条関係）

保有個人情報不開示決定通知書

第 号
年 月 日

（開示請求者） 様

（実施機関） 印

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第2項の規定により、下記のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報 の名称等	
開示をしないこととした理由	

（行政不服審査法に基づく教示）

（行政事件訴訟法に基づく教示）

第11号様式（第9条関係）

保有個人情報開示決定等期限延長通知書

第 号
年 月 日

(開示請求者) 様

(実施機関) 印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第83条第2項の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（開示決定等期限 年 月 日）
延長の理由	

第12号様式（第10条関係）

保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書

第 号
年 月 日

（開示請求者）様

（実施機関）印

年 月 日付けて開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第84条の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
法第84条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用する理由	
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	（ 年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に掲載する期限までに開示決定等を行う予定です。） 年 月 日

第13号様式（第11条関係）

保有個人情報開示請求事案移送書

第 号
年 月 日

(他の実施機関) 殿

(実施機関) 印

年 月 日付けて請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第85条第1項の規定により、下記のとおり移送します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求者氏名等	氏名： 住所又は居所： 連絡先： 法定代理人又は任意代理人による開示請求の場合 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 本人の氏名 _____ 本人の住所又は居所 _____
添付資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開示請求書 ・ 移送前に行った行為の概要記録 ・ ・
備考	(複数の実施機関で移送する場合は、その旨)

第14号様式（第12条関係）

保有個人情報開示請求事案移送通知書

第 号
年 月 日

（開示請求者）様

（実施機関）印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第85条第1項の規定により、下記のとおり移送したので通知します。

なお、保有個人情報の開示決定等は、下記の移送先の実施機関において行われます。

記


開示請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先の実施機関	(実施機関) (連絡先) 部局課室名： 担当者名： 所在地： 電話番号：

第15号様式（第13条関係）

保有個人情報の開示に関する第三者意見照会書（法第86条第1項適用）

第 号
年 月 日

（第三者利害関係人） 様

（実施機関） 

（あなた、貴社等）に関する情報が含まれている保有個人情報について、下記のとおり個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第1項の規定により、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記


開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報に含まれている（あなた、貴社等）に関する情報の内容	
意見書の提出先	（課 名） （連絡先）
意見書の提出期限	年 月 日

第16号様式（第14条関係）

保有個人情報の開示に関する第三者意見照会書（法第86条第2項適用）

第 号
年 月 日

（第三者利害関係人） 様

（実施機関） 

（あなた、貴社等）に関する情報が含まれている保有個人情報について、下記のとおり個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第2項の規定により、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
法第86条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及びその理由	適用区分 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 (適用理由)
開示請求に係る保有個人情報に含まれている（あなた、貴社等）に関する情報の内容	
意見書の提出先	(課名) (連絡先)
意見書の提出期限	年 月 日

第17号様式（第15条関係）

保有個人情報の開示決定等に関する意見書

年 月 日

(宛先)

(ふりがな)

氏名又は名称

(法人その他の団体にあつては、その団体の代表者名)

住所又は居所

(法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地)

年 月 日付けて照会のあった保有個人情報の開示について、下記のとおり意見を提出します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示についての御意見	<input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がない。 <input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1) 支障（不利益）がある部分 (2) 支障（不利益）の具体的理由
連絡先	

第18号様式（第16条関係）

保有個人情報の開示決定に係る通知書

第 号

年 月 日

(反対意見書を提出した第三者) 様

(実施機関) 印

(あなた、貴社等) から 年 月 日付けで「保有個人情報の開示決定等に係る意見書」の提出がありました保有個人情報については、下記のとおり開示決定しましたので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第86条第3項の規定により通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示することとした理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日

(行政不服審査法に基づく教示)

(行政事件訴訟法に基づく教示)

第19号様式（第19条関係）

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

(宛先)

(ふりがな)

氏名 _____

住所又は居所 _____

〒 _____ TEL (_____) _____

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第91条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号: _____ 日付: _____ 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等 _____
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)

1 訂正請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
2 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ） ※ 請求書を送付して請求する場合は、加えて住民票の写し等を添付してください。
3 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） ア 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ _____ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 (ふりがな) イ 本人の氏名 _____ ウ 本人の住所又は居所 _____
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）
5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）

第20号様式（第20条関係）

保有個人情報訂正決定通知書

第 号

年 月 日

（訂正請求者）様

（実施機関）印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第1項の規定により、下記のとおり訂正することと決定したので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	（訂正内容） （訂正理由）

（行政不服審査法に基づく教示）

（行政事件訴訟法に基づく教示）

第21号様式（第21条関係）

保有個人情報不訂正決定通知書

第 号
年 月 日

（訂正請求者）様

（実施機関）印

年 月 日付けて訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第2項の規定により、訂正をしない旨の決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正をしないこととした理由	

（行政不服審査法に基づく教示）

（行政事件訴訟法に基づく教示）

第22号様式（第22条関係）

保有個人情報訂正決定等期限延長通知書

第 号
年 月 日

(訂正請求者) 様

(実施機関) 印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第94条第2項の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（訂正決定等期限 年 月 日）
延長の理由	

第23号様式（第23条関係）

保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書

第 号
年 月 日

（訂正請求者）様

（実施機関）印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第95条の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
法第95条の規定（訂正決定等の期限の特例）を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日

第24号様式（第24条関係）

保有個人情報訂正請求事案移送書

第 号
年 月 日

(他の実施機関) 殿

(実施機関) 印

年 月 日付けて訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第96条第1項の規定により、下記のとおり移送します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者氏名等	氏名： 住所又は居所： 連絡先： 法定代理人又は任意代理人による訂正請求の場合 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 本人の氏名 _____ 本人の住所又は居所 _____
添付資料等	・訂正請求書 ・移送前に行った行為の概要記録 ・ ・
備考	(複数の他の実施機関に移送する場合には、その旨)

第25号様式（第25条関係）

保有個人情報訂正請求事案移送通知書

第 号
年 月 日

(訂正請求者) 様

(実施機関) 印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第96条第1項の規定により、下記のとおり事案を移送したので通知します。
なお、保有個人情報の訂正決定等は、下記の移送先の実施機関において行われます。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先の実施機関	<p>(実施機関)</p> <p>(連絡先)</p> <p>部局課室名：</p> <p>担当者名：</p> <p>所在地：</p> <p>電話番号：</p>
備考	

第26号様式（第26条関係）

保有個人情報訂正内容通知書

第 号
年 月 日

(他の実施機関) 殿

(実施機関) 印

(他の実施機関) に提供している下記の保有個人情報については、下記のとおり個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第92条の規定により訂正を実施しましたので、同法第97条の規定により、通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者の氏名等保有個人情報を特定するための情報	(氏名、住所等)
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)

第27号様式（第27条関係）

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

(宛先)

(ふりがな)
氏名 _____
住所又は居所
〒 _____ Tel () _____

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第99条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： _____ 日付： _____ 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報 _____
利用停止請求の趣旨及び理由	(趣旨) <input type="checkbox"/> 第1号該当 → <input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 第2号該当 → 提供の停止 (理由)

1 利用停止請求者 本人 法定代理人 任意代理人

2 請求者本人確認書類
運転免許証 健康保険被保険者証
個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）
在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書
その他 ()
 ※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。

3 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合のみ記載してください。）
 ア 本人の状況 未成年者（ _____ 年 月 日生） 成年被後見人
任意代理人委任者
 (ふりがな)
 イ 本人の氏名 _____
 ウ 本人の住所又は居所 _____

4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。
 請求資格確認書類 戸籍謄本 登記事項証明書 その他 ()

5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。
 請求資格確認書類 委任状 その他 ()

第28号様式（第28条関係）

保有個人情報利用停止決定通知書

第 号
年 月 日

(利用停止請求者) 様

(実施機関) 印

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条第1項の規定により、下記のとおり、利用停止することに決定したので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする内容及び理由	(利用停止決定の内容) (利用停止の理由)

(行政不服審査法に基づく教示)

(行政事件訴訟法に基づく教示)

第29号様式（第29条関係）

保有個人情報利用不停止決定通知書

第 号
年 月 日

(利用停止請求者) 様

(実施機関) 印

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条第2項の規定により、利用停止をしないことに決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止をしないこととした理由	

(行政不服審査法に基づく教示)

(行政事件訴訟法に基づく教示)

第30号様式（第30条関係）

保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書

第 号

年 月 日

(利用停止請求者) 様

(実施機関) 印

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第102条第2項の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（利用停止決定等の期限 年 月 日）
延長の理由	

第31号様式（第31条関係）

保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書

第 号
年 月 日

(利用停止請求者) 様

(実施機関) 印

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第103条の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
法第103条の規定（利用停止決定等の期限の特例）を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	年 月 日

第32号様式（第32条関係）

諮 問 書
(開示決定等)

第 号
年 月 日

(宛先) 瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会

(実施機関) 印

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条の規定による開示決定等について、別紙のとおり、審査請求があったので、同法第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項の規定により諮問します。

(別紙)

1 審査請求に係る保有個人情報の名称等	
2 審査請求に係る開示決定等 (開示決定等の種類) <input type="checkbox"/> 開示決定 <input type="checkbox"/> 一部開示決定 (該当不開示条項) <input type="checkbox"/> 不開示決定 (該当不開示条項)	(1) 開示決定等の日付、文書番号 (2) 開示決定等をした者 (3) 開示決定等の概要
3 審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求人 (3) 審査請求の趣旨
4 諮問の理由	
5 参加人等	
6 添付書類等	① 保有個人情報開示請求書 (写し) ② 保有個人情報開示決定通知書 (写し) 又は保有個人情報不開示決定通知書 (写し) ③ 審査請求書 (写し) ④ 理由説明書 ⑤ 開示の実施を行った保有個人情報が記載された行政文書等 (写し) ⑥ その他参考資料
7 審査庁担当課、担当者名、電話番号、FAX番号、メールアドレス、住所等	

(注1) 2の「(開示決定等の種類)」については、該当する開示決定等の□をチェックすること。

また、一部開示決定又は不開示決定の場合には、該当不開示条項(個人情報の保護に関する法律第78条第1項各号、第81条又は文書不存在)を記載すること。

(注2) 4の「諮問の理由」については、例えば、「原処分維持が適切と考えるため。」「全部開示とすることが適切と考えるが、第三者の反対意見書が提出されているため。」など、諮問を必要とする理由を簡潔に記述すること。

(注3) 6の⑥の「その他参考資料」とは、例えば、第三者から反対意見書が提出されてい


る場合の当該反対意見書や、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第11条の総代、同法第12条の代理人又は同法第13条の参加人の選任又は決定がなされている場合のそれを示す書面、個人情報の保護に関する法律第83条第2項又は同法第84条の規定による開示決定等の期限に係る通知の写し等である。

第33号様式（第33条関係）

諮 問 書
(訂正決定等)

第 号
年 月 日

(宛先) 瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会

(実施機関) 

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条の規定による訂正決定等について、別紙のとおり、審査請求があったので、同法第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項の規定により諮問します。

(別紙)

1 審査請求に係る保有個人情報 の名称等	
2 審査請求に係る訂正決定等 (訂正決定等の種類) <input type="checkbox"/> 訂正決定 <input type="checkbox"/> 不訂正決定	(1) 訂正決定等の日付、文書番号 (2) 訂正決定等をした者 (3) 訂正決定等の概要
3 審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求人 (3) 審査請求の趣旨
4 諮問の理由	
5 参加人等	
6 添付書類等	① 保有個人情報訂正請求書 (写し) ② 保有個人情報訂正決定通知書 (写し) 又は保有個人情報 不訂正決定通知書 (写し) ③ 審査請求書 (写し) ④ 理由説明書 ⑤ その他参考資料
7 審査庁担当課、担当者名、 電話番号、FAX番号、メー ルアドレス、住所等	

(注1) 2の「(訂正決定等の種類)」については、該当する訂正決定等の□をチェックすること。

(注2) 4の「諮問の理由」については、例えば、「原処分維持が適切と考えるため。」など、諮問を必要とする理由を簡潔に記述すること。

(注3) 6の⑤の「その他参考資料」とは、例えば、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第11条の総代、同法第12条の代理人又は同法第13条の参加人の選任又は決定がなされている場合のそれを示す書面、個人情報の保護に関する法律第94条第2項又は同法第95条の規定に基づく訂正決定等の期限に係る通知の写し等である。


なお、審査請求人から訂正請求の趣旨・理由を根拠付ける資料が提出されている場合には、当該根拠資料を添付する。

第34号様式（第34条関係）

諮問書
(利用停止決定等)

第 号
年 月 日

(宛先) 瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会

(実施機関) 

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条の規定による利用停止決定等について、別紙のとおり、審査請求があったので、同法第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項の規定により諮問します。

(別紙)

1 審査請求に係る保有個人情報 の名称等	
2 審査請求に係る利用停止決 定等 (利用停止決定等の種類) <input type="checkbox"/> 利用停止決定 <input type="checkbox"/> 不利用停止決定	(1) 利用停止決定等の日付、文書番号 (2) 利用停止決定等をした者 (3) 利用停止決定等の概要
3 審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求人 (3) 審査請求の趣旨
4 諮問の理由	
5 参加人等	
6 添付書類等	① 保有個人情報利用停止請求書 (写し) ② 保有個人情報利用停止決定通知書 (写し) 又は保有個人 情報不利用停止決定通知書 (写し) ③ 審査請求書 (写し) ④ 理由説明書 ⑤ その他参考資料
7 審査庁担当課、担当者名、 電話番号、FAX番号、メー ルアドレス、住所等	

(注1) 2の「(利用停止決定等の種類)」については、該当する利用停止決定等のをチェックすること。

(注2) 4の「諮問の理由」については、例えば、「原処分維持が適切と考えるため。」など、諮問を必要とする理由を簡潔に記述すること。

(注3) 6の⑤の「その他参考資料」とは、例えば、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第11条の総代、同法第12条の代理人又は同法第13条の参加人の選任又は決定がなされている場合のそれを示す書面、個人情報の保護に関する法律第102条第2項又は同法第103条の規定による利用停止決定等の期限に係る通知の写し等である。

なお、審査請求人から利用停止請求の趣旨・理由を根拠付ける資料が提出されている場合には、当該根拠資料を添付する。


第35号様式（第35条関係）

諮 問 書

（開示請求・訂正請求・利用停止請求に係る不作為）

第 号
年 月 日

（宛先） 瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会

（実施機関） 

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）[第76条の規定による開示請求・第90条の規定による訂正請求・第98条の規定による利用停止請求]に係る不作為について、別紙のとおり、審査請求があったので、同法第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項の規定により諮問します。

(別紙)

1	[開示請求・訂正請求・利用停止請求]に係る保有個人情報の名称等	
2	審査請求に係る [開示請求・訂正請求・利用停止請求]	(1) [開示請求・訂正請求・利用停止請求]の日付、受付番号等 (2) [開示請求・訂正請求・利用停止請求]の宛先
3	補正に要した日数、[開示決定等・訂正決定等・利用停止決定等]の期限	
4	審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求人 (3) 審査請求の趣旨
5	諮問の理由	
6	参加人等	
7	添付書類等	① 保有個人情報 [開示請求書・訂正請求書・利用停止請求書] (写し) ② 審査請求書 (写し) ③ 理由説明書 ④ その他参考資料
8	審査庁担当課、担当者名、電話番号、FAX番号、メールアドレス、住所等	

(注1) 1の「[開示請求・訂正請求・利用停止請求]に係る保有個人情報の名称等」については、開示請求の場合には、当該開示請求に係る保有個人情報の名称を、訂正請求又は利用停止請求の場合には、当該訂正請求又は利用停止請求に係る保有個人情報の名称を記述すること。

(注2) 3の「補正に要した日数、[開示決定等・訂正決定等・利用停止決定等]の期限」については、補正を求めた場合には当該補正に要した日数を、個人情報の保護に関する法律 [第83条第2項・第94条第2項・第102条第2項]の規定による期間の延長を行った場合には [開示決定等・訂正決定等・

利用停止決定等]の期限を、[同法第84条の規定が適用された場合には残りの保有個人情報について開示決定等・同法第95条の規定が適用された場合には訂正決定等・同法第103条の規定が適用された場合には利用停止決定等]をする期限を、それぞれ記述すること。

(注3) 5の「諮問の理由」については、例えば、「開示請求から相当の期間(※)が経過していないと考えるため。」など、諮問を必要とする理由を簡潔に記述すること。

(※) 行政不服審査法(平成26年法律第68号)第3条に規定する「相当の期間」を指す。以下同じ。

(注4) 7の③の「理由説明書」においては、例えば、開示請求から相当の期間が経過していないと考える理由について、個人情報の保護に関する法律第84条の規定が適用された場合には、同条を適用した理由、同条の「相当の期間」として設定した期間の妥当性などを具体的に記述すること。


(注5) 7の④の「その他参考資料」とは、例えば、第三者から反対意見書が提出されている場合の当該反対意見書や、行政不服審査法第11条の総代、同法第12条の代理人又は同法第13条の参加人の選任又は決定がなされている場合のそれを示す書面、個人情報の保護に関する法律第83条第2項又は同法第84条の規定による開示決定等の期限に係る通知の写し等である。

第 3 6 号様式（第 3 6 条関係）

審査会諮問通知書

第 号
年 月 日

（審査請求人等） 様

（実施機関） 

年 月 日付けの（実施機関）に対する審査請求について、下記のとおり瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 1 0 5 条第 3 項の規定により読み替えて準用する同条第 2 項の規定により通知します。

記

審査請求に係る保有 個人情報の名称等	
審査請求に係る [開 示決定等・訂正決定 等・利用停止決定 等]	
審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求の趣旨
諮問日・文書番号	年 月 日・ 第 号

（注 1） 「審査請求に係る [開示決定等・訂正決定等・利用停止決定等]」の欄については、[開示決定等・訂正決定等・利用停止決定等]の日付・文書番号、[開示決定等・訂正決定等・利用停止決定等]をした者、[開示決定等・訂正決定等・利用停止決定等]の種類（開示決定、不開示決定等）を記載する。

（注 2） 「諮問日・文書番号」の欄は、瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会が付す番号である。